

《資 料》

シアトルの日系人団体から第1回国際
労働会議代表への書簡

黒 川 勝 利

【解 説】

ここで紹介するのは、1919年11月から12月にかけてアメリカ合衆国のワシントン特別区で開かれた国際労働会議第1回大会の代表たちに送るために、シアトルに本部を置く北米連絡日本人会の関係者によって作成された書簡である⁽¹⁾。この書簡は、昨年『岡山大学経済学会雑誌』に発表した拙稿「シアトルゼネラル・ストライキと日本人労働者」⁽²⁾の執筆のための資料収集過程で、いわば副産物として入手したものであるが、独自の資料的価値を持つように思われたのでここで紹介しておくことにした。

もっとも、翻訳にあたって私が参照したのは、書簡それ自体ではなくシアトルのワシントン大学資料館に保存されていたその写しと思われるもので⁽³⁾、これが実際にそのままの形で国際労働会議の代表たちに送られたかどうかは未確認である⁽⁴⁾。

周知のようにこの会議は、ベルサイユ平和条約の第3編に基づいて、労働時間その他の労働諸条件の国際的基準を定める目的で開催された。日本では、この会議に関して特に2つのことが問題となった。第1に労働者代表の選出方法であって、これをめぐって政府と鈴木文治をはじめとする労働運動家たちの間で激しい対立が生じた⁽⁵⁾。第2に、労働時間その他の基準に関し

て、日本をインド、中国、イラン、タイ、南アフリカ、熱帯アメリカなどとともに「特殊国 Special Countries」として例外扱いをすべきかどうかという問題であった。労働者代表が欧米同様の日8時間労働、週48時間労働、婦人や児童労働者の保護を主張したのに対して、資本家代表および日本政府代表は、日本の特殊性、後進性を理由に「特殊国」待遇を要求したのである⁽⁶⁾。この書簡は特にこの第2の問題に関わっている。

このような書簡がシアトルの日系人団体の関係者によって書かれた理由としてまず指摘すべきは、当時の合衆国における排日運動の激化である。周知のように第1次大戦の直後は排日運動がもっとも強力かつ広範に展開された時期であって、合衆国各地の日系人はいずれもその対策に苦慮していた。しかもその排日運動の論拠の一つは、日本人が合衆国、ひいては西洋の文明に同化できない異質の人種であるというものであった。日本政府や資本家の代表が日本の後進性を主張して「特殊国」扱いを要求することは、このような排日運動の論理を自ら承認することを意味し、日系人社会はこれを危惧せざるを得なかったのである。

これに加えて次のような事情が考えられる。当然のことながら日系人は、合衆国の労働事情を身近に観察することによって、故国の人々よりも、産業社会における労使関係のあり方、労働運動の意義や役割等に対する認識を深める機会にめぐまれていた。特にシアトルの場合、前掲拙稿で吟味した如く、同年初頭のゼネラル・ストライキに日系人労働組合が積極的に参加し、また日系人社会全体としてもこれに協力的であったために、労働団体と日系人社会との間に友好的な関係が生れていた⁽⁷⁾。このことがシアトルの日系人をして、労働運動に対する理解と労働者福祉に対する関心を深めさせる契機になっていたのではあるまいか。

このような事情は、当時の北米連絡日本人会会計奥田平治の以下のような「檄文」からも窺うことができる。この「檄文」は、北米連絡日本人会が、国際労働会議日本代表への協力と同時に彼らの言動の「監視」をも目的とし

て、山岡音高と松見大八の二人をワシントン特別区に派遣することを決定した際に発表されたものであり、やや長くなるけれども、興味深い文章なので、ここで併せて紹介しておきたい⁽⁸⁾。

萬国労働会議は今春佛国巴里に於ける連盟協約の結果として十月廿九日を以て首府ワシントンに開催せられ列国代表者之に参列することとなり我日本よりも去る廿四日郵船伏見丸にて代表者一行の到着せしことは同胞諸君の熟知せらるゝ処なり然るに此労働会議は尋常資本労働の調和を計るものと日を同ふして語るべからざる重大の意義を有し一國代表者の行動如何は直に國家及民族の消長と名譽とに関し延ひては在留同胞十有餘萬の休戚に及ぶべし我等在米同胞は之を故國の既往及近状に鑑み之を最近米國各地に於ける排日的氣運に稽へ豈に漫然として對岸の火災視すべき時ならんや、聞く或る地方の排日派は此會議を利用し啻に故國同胞を文明國の圈外に排擠するのみならず在米同胞を挙げて蒙昧野蠻の賤民となし世界文明の破壊者なりとして□に我らを葬り去らんと腐心しつゝあるあり又更に故國代表者の既に言明せる処に徴するも彼等の本會議に對する態度は想像に難からずして真に國を憂え同胞を思ふもの誰れか奮然として決起せざるべけんや。

諸君は記憶せん、故小村外相は嘗て帝國議會に於て吾等在米十萬の同胞は『移民にあらずして棄民なり』と絶叫したることを又今次の政府代表者の一人某は嘗て公言して曰く『日米兩國間に紛争を醸すが如きことあらば直にロンドン市場日本の公債市場に影響し故國の蒙るべき損害測り知るべからず之を思えば在米十萬の同胞を犠牲にするが如きは一瑣事のみ』と

嗚呼十年來赤手空拳を揮ふて外は言ふに忍びざる迫害陵辱と戦ひ内は冷遇酷待棄民と罵られ流罪人と厄介視せられつゝ千難萬艱を排して以て纔かに今日の地盤を築きたる同胞も故國の人士より見る時はロンドン市場片々たる一葉の公債紙にも価値せざるは既往の事実明らかに之を証し得て余りあり若し本會議中其事在米同胞に関する重大問題ありとするも既往を以て現在を推せば論理上我等を犠牲にするが如きは一瑣事のみ是豈に我等の良く忍ぶ所ならんや。

本會議に向つて吾等の將に盡すべき二葉の方途あり其一は移民及び労働問題に對し苟も在米同胞の利害に関するものは極力之を擁護し或は我代表者の諮問に答へ又は献策する等隨時臨機の処置に出づる事、其二は故國代表者の態度を監視し世界列國特に米國現

在の労働問題に関して参考資料を供し以て故国労働者及び国民の名誉を維持することを努むるにあり是れ蓋し在留同胞の名誉及地位を保護する所以なればなり。

故国二百萬の同情すべき労働者の権利々益の爲め特に日本民族幾千萬の名誉の爲め此の際国際労働會議に向つて最善の努力を致すべきは先進先覚を以て任ずる在米同胞の義務にあらずや、若し計ごと茲に出でずして會議の結果は不利不名誉に終るが如きことあらば吾等は何の顔あつて故国同胞に対せんとするや又曩に巴里に連合會議に於る其目的に達せざりし人種の區別待遇撤廢の議も労働問題の主義精神と経緯し密着して分離する能はざる問題なれば近くワシントンに開かるべき連盟本會議に提出するの準備として人類の最大多数を占め而かも自由平等、正義人道に立脚して毫も政治外交の羈束を受けざる世界労働者の賛同を以て此の正々堂々萬古不易の真理を高唱して永遠に世界の平和を確保する一大基礎を築くべきことも亦吾等の責任なるを感ぜずんばあらず前記の目的を達する爲め北米連絡日本人会は詮考審議の結果本會代表者として松見大八、山岡音高、二氏を首府ワシントンに派遣することを決したり蓋し之れに依り以て故国並に在米同胞の名誉及び権利の上に萬分の一を裨益することなしとするも此重大なる危機に際し日本民族の一員として在米十萬の同胞は平然として之を看過するは同胞民族に忠なる所以ならずと思惟すればなり（旧字体の一部を新字体に変更、註記の引用部も同様である。なお、□は判読できなかった文字であるが「たくみ」と仮名が振ってある。）

山岡音高は、このようなシアトル日系人の懸念と期待とを担ってワシントン特別区に赴き、日本代表たちに国際労働會議で決定された基準を留保をつけることなく受け入れさせるべく、活動を開始した⁽⁹⁾。ここで紹介する書簡はこのような状況の中で執筆されたものである。

【資 料】

ワシントン特別区 1919年11月17日

ワシントン特別区
国際労働會議代表諸氏

拝啓

我々は、あなたたちの仕事が重要であること、そしてあなたたちが取り組んでいる問題が人類の進歩とすべての人種の福祉とに巨大な影響を及ぼすであろうことを、理解し認識しております。それゆえ我々に以下のような声明を提出することをお許し下さい。それはあなたたちに参考にして頂くためであり、そして同時に我々自身のためでもあります。しかしながら、このような我々の行動は、労働、資本あるいは政府のいかなる特定の利害をも代表するものではなく、全体としての日本国民の感情と意見とを代表するものであるということを、はっきりと理解されることを希望いたします。

我々は、現在会議で審議されている諸問題について日本政府と日本資本家の代表が同じような意見を持っているということ、そして日8時間労働、週48時間労働、婦人の夜間労働その他の事項について、日本は未発展な産業状態の国であるという理由で、留保を得ようと努力しているということを確認いたしました。しかしながら我々は、このような政府および資本家代表の態度に日本国民はまったく反対しているということを、断固として主張いたします。

戦前から、日本はその産業のために必要な近代的機械類を所有していました。また恵まれた地理的状况を利用して、日本の資本家はこの国の歴史にはかつてないほどの巨大な利潤を蓄積してきました。世界戦争に参加したすべての国は、日本を除いて、産業的にもそれ以外の面でも大きな打撃を受けました。日本が、他の国が正常な戦前の産業状態を回復するまでに数年間かかるであろうというこの状況を利用して、主として低賃金と長時間労働に依存しつつ、その産業から莫大な利潤を獲得しようと計画していることに注意しなければなりません。

日本の資本家はこれまで労働階級、とりわけ働く婦人に対して自分勝手に振る舞い、そしていつも労働者を下等な人間として扱い、何世紀にもわたって彼らを抑圧してきました。彼らは今後もきっとこのような行動を続け、労

働者の無力な状態を自分たちの強欲を満足させるために利用し続けることでしよう。

日本人労働者の熟練と能力については、ごくわずかの産業の場合を例外として、疑う余地がありません。このことは、日本で日本人労働者によって製造された商品が、アメリカおよびヨーロッパ市場において、他の国で製造された同種の商品との競争に成功しているという事実によって証明されています。合衆国では数千人の日本人労働者がアメリカ人と同一賃金で同一時間一緒に働いているけれども、彼らが非能率的であると非難されたことはまったくありませんでした。一体誰が、このような事実を知りながら、日本人労働者は産業面において西洋の労働者ほどには能率的でないと言うのでしょうか。

我々は、日本政府と日本資本家の代表は、もしも会議で日8時間労働と週48時間労働が可決されて日本がこれを受け入れたならば、後進状態にある日本の諸産業は完全に破壊される、と主張するつもりであると聞いています。しかしこのような意見は資本主義と官僚機構のための脅迫、あるいはお粗末な弁解に過ぎず、事実によって支持されるものではありません。奇妙に思われるかも知れませんが、実のところ日本では、労働条件に関するすべての問題について、日本政府は資本家と完全に協調しており、彼らを支援しているのです。また誤り導かれた愚かな政治家や狭量な自称愛国者の中に、外国の勢力との競争によって少数の資本家によって蓄積され増加した富や貨幣を、彼らの国家の富そのものであると心から思いこんでしまっている者がいるというのも事実です。そして我々は、率直に言って、日本政府と資本家の代表たちは、彼らは賢明な人々ではありますが、今提起されている重要問題の討議においてこれと同一の論法を用いていると言わざるを得ないように感じるのです。

たしかに、もし日本で日8時間労働が採用されたならば、日本人資本家の利潤が、ある程度、一時的に減少するかも知れません。しかしながら、日8

時間労働の採用が我々の産業を破壊するであろうとするのはまったく間違った考えです。それゆえ、資本家が労働時間の短縮はわが国の産業を破壊するであろう、なぜならわが国の産業はなお未発展の状態にあるからだと主張しながら、そのいかなる理由をも挙げるができないことに不思議はありません。また我々は、労働時間の短縮はわが国の産業の生産物を減少させ、それゆえ生計費を上昇させるであろうとも聞かされておりますが、事実と経験はこれが間違った考えであることを示しております。労働時間の短縮は労働者にとって彼の精神のおよび肉体的強度の増加、およびその結果としての能率の上昇をもたらすものなのです。

合衆国の太平洋岸北西部の製材所において、製造業者たちは、日8時間労働採用後の一人あたり生産高は、日10時間労働の場合の99パーセントから100パーセントである、ということを見ました。これらの工場の製造業者たちは、労働時間の短縮は労働者と彼ら自身の双方にとってより経済的であり満足し得るものである、と証言しております。最近ワシントン州シアトルで開かれたフォー・エルズ、すなわち木材労働者忠誠部隊の会議において⁽¹⁰⁾、雇用主たちは日8時間労働を継続するという動議を提出し、そしてこの動議は満場一致で可決されました。我々は経験から英知を学んだこれらの雇用主たちを祝福いたします。

日本には児童労働の雇用を禁止する法律が存在しますが、それは緩やかかつ弾力的すぎて、容易に免れることができます。実のところ、この法律を強制しようという試みはまったくなされたことはありません。この規定のもとでは12才未満の児童は工場で働くことを認められていないのに、利己的な資本家は多数の児童を、工場敷地に建てられた学校で教育を受けているということにして、いわゆる徒弟として使用しております。しかしながら実際には、これらの児童は毎日短時間名目的に学校に通うだけで、残りの時間は働かされていて、このことは彼らの健康を非常に害しております。

日本における女性労働者の状態はまったく驚くべきものです。工場法には

女性労働の雇用に関していくつかの規定がありますが、その法律にはいかなる強制力も効果もなく、制定後にそれを実施する努力はまったくなされておられません。日本の婦人および少女労働者のほとんどは紡績工場と絹工場において雇用されております。資本家はこれらの無力な女性をファラオの奴隷監督ですらショックを受けるようなやり方で扱っています。このような婦人と少女は日本のあらゆる地方から集められ、驚くべき低賃金で働かされています。工場に着いた彼女たちは、工場内の敷地に建てられた寄宿舎に住まわされ、監督者から特別の許可を受けない限り、訪問者を迎え入れることも外出することもできません。彼らの手紙はすべて、何ら正当な理由も無く、厳しく検閲されています。彼らの寝所は非常に不潔かつ非衛生的であり彼らの食料は非常に貧弱なので、多くの者が肺病にかかります。このような労働者の中に肺病にかかる人があまりにも多いので、日本ではだれかがこの病気にかかっていることが判明すると、人々はこれは“紡績肺病”かと尋ねるのですが、この“紡績肺病”という言葉は“spinning mill consumption”という意味なのです。

工場の中には非常に残酷な規則でこれらの少女や婦人を取り締まっているものがあると報告されています。少女や婦人が病気を訴えた時も、華氏102.1度以上の熱があるという工場医師の証明書を提出することなしには、休むことを許されないのです。

以上のような事実は日本の働く少女や婦人が昔の奴隷のように扱われているということを示すに十分ではないでしょうか。我々は事実だけを述べており、そして我々はあなたたちに、もっとも冷酷な心の持主も、これらの哀れな人々によって執筆されて、様々な日本の雑誌や新聞に公表されている書簡を読むならば、慈悲深く同情的な博愛主義者になるであろうことを保証します。

日本政府代表の顧問である田中夫人が会議で日本の働く婦人と少女の状態について述べた言葉をあなたたちはご存知でしょう。我々はここに彼女の陳

述を支持し、それが真実でかつ誠実になされたものであると主張するとともに、かくも高度の教育を受けた教養ある日本の貴婦人が、この問題に関してその意見を表明する機会を持ったことを喜んでおります⁽¹¹⁾。我々はまた、日本国民が婦人および児童の夜間労働の慣行に抗議しているという事実を述べておきたい。

日本における労働者の賃金は驚くほど低いので、労働者が生活できるような十分な報酬を保障するために、法律で最低賃金の額を定めることが重要です。しかしながら我々は、ヨーロッパやアメリカにおけると同一のレートで日本の賃金を定めるのは今のところ不可能であり実際的ではないということを確認します。これはいまだ諸国家間に異なった生活水準や生活状態が存在しているからです。しかしながら我々は、我々の生活状態が我々の賃金のスケールをアメリカとヨーロッパのそれと平等化することを可能ならしめる程度にまで改善する時が、いずれ来るであろうと信じています。

わが国の資本家が彼らの投資に対して50から100パーセントの利潤を得ており、そしていくつかの会社は150パーセントもの利潤をあげていると言われているという事実に注意して頂きたい。このような投資に対する高い利潤は戦争によるものですが、このような資本家にとって好都合な状態が、日本では数年間、少なくともヨーロッパの再建の期間は存在する、と仮定してもさしつかえないでしょう。

軍国主義が打倒されて過去のものとなったことは幸いですが、世界にはいまだ経済的帝国主義が存在しているということを、我々は認めなければなりません。ある国に経済的帝国主義が存在し、いわゆる勢力範囲を拡張することによってその巨大な力を他の国に対して振るうならば、それは軍国主義の拡大と同様に悪いことです。そうです、そのような拡大は無力な人類により悪い影響を及ぼし、最後は世界の平和を確実に破壊することになるでしょう。

以上のような理由で我々は、ある国に他の国よりも有利な経済的条件の保

有を認めることは危険であると主張いたします。同じ理由から、ある国の労働者に他の国の労働者に認めるよりも有利な条件を認めることは、世界の平和を破壊する傾向があると結論することもできます。

文明世界は入手されたばかりの平和を永遠に維持することを望んでいます。が、もしも不合理で不正な経済状態がいかなる規制もなく存在を許されるならば、この希望は実現されないでしょう。

あらゆる国で政府は資本家を後援し支持していると言われておりますが、残念ながら我々はこのような不正がまだ日本にも存在していると言わざるを得ません。日本政府は労働組合の結成を禁止し、労働者のストライキの権利を認めずに、そのような行為を犯罪として処罰しています。日本でストライキを行った者は今日でも100年前のヨーロッパにおけると同様に処罰されるのです。

たとえば、最近ストライキを行った東京の官営兵器廠の労働者の指導者たちは、事件がまだ処理されずに、現在も投獄されています。

我々は、日本の労働者代表が、今月の3日に、政府代表を通じて日本政府に労働者の組織権やストライキ権を認めるように打電し、これに加えて労働者の福祉に反するすべての治安規則を撤廃するよう要求したということを、あなたたちに知らせることができることを喜んでいます。我々は、政府がこの要求を好意的に検討するであろうことを信じています。最近日本から届いた新聞によると、すでに神戸の川崎造船所および若干のその他の工場、作業場が日8時間労働の提案を採用したということです。日本政府と資本家の代表たちは日本の働く人々と一般大衆に対する不正行為を主張するのでしょうか。

日本政府の代表が日8時間労働あるいは週48時間労働に関してすでに述べたように留保を求めるにあたって挙げた理由あるいは弁明は日本の産業がまだ未発展の状態にあるということであったと、我々は理解しています。このことは休戦の1周年記念を祝って今月11日にワシントンホテルで日本の労働

者代表によって催された宴会で彼らの一人が行った演説によって明らかになりました⁽¹²⁾。我々は、政府の代表がもしも最初からこのような留保を求めるつもりだったのであれば、会議にまったく代表を送らない方がまだ良かったと、断言いたします。なぜならそのような留保は資本家以外の誰も助けることにはならず、働く人々に関するかぎり、無駄なことに金を使ったことになるからです。

ここで言及した演説の中でその代表は明確に、政府は日本産業がアメリカやヨーロッパのそれと同じレベルに成長するまでの数年間についてのみ、そのような留保を要求すると述べました。しかしながら、すべての国家は進化の法則に従って前進しつつあり、日本が追いつくのを待ってはいないのであって、いつ日本とその他の国の産業的平等が達成されるかを述べることは誰にもできないのです。もしも日本の産業が彼が主張するように初期状態にあるとしても、いかなる国の産業も静止し不活発な状態にとどまてはいないのでから、この西洋と東洋の産業の間の現在の格差は時とともに増大し拡大するばかりではないかと、我々は恐れているのです。

日本の働く人々の損失と犠牲のもとに富裕化しつつある日本の特権階級に反対して、我々は以上のような声明を提出してあなたたちのご参考とご考慮に委ねます。

敬具

山岡氏署名⁽¹³⁾

北米連絡日本人会を代表して

註

- (1) 北米連絡日本人会は合衆国西北部の日本人会の連合体であって、「北米」とは称しても合衆国全体の日本人会を代表するものでない。後に米国西北部連絡日本人会というより実態に近い名前に改称した。さしあたり、伊藤一男『北米百年桜』北米百年桜実行委員会、1969年、185-186頁、参照。

- (2) 『岡山大学経済学会雑誌』の第21巻第4号、第22巻第1号、及び第22巻第2号（いずれも1990年）を参照されたい。
- (3) Japanese Association of North America Papers (Manuscript Collection of The University of Washington, Accession No. 1235-2), Box 2, Folder 1.
- (4) 前後の事情から判断するとシアトルの日系新聞、『大北日報』にこの書簡についての説明が掲載されている可能性がある。それを参照できればより詳しい情報を入手しうるかも知れない。しかしながら、国会図書館所有の『大北日報』のマイクロフィルムではちょうどこの会議が開催されている時期の分がまるまる欠落しており、参照することができなかった。かつて参照したカリフォルニア大学ロサンゼルス校の図書館所有の『大北日報』のマイクロフィルムでもやはり同一時期の分が欠落していたように記憶している。ただしこの記憶が正しいかどうかをこの稿の執筆にあたって再確認することはできなかった。
- (5) さしあたり、鈴木文治『労働運動二十年』一元社、1931年（復刻版、光洋社、1966年）、199-214頁、大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第1巻、1920年（復刻版、法政大学出版局、1967年）、688-720頁、参照。
- (6) 日本を「特殊国」として扱うかどうかの論戦、およびその結果については、『日本労働年鑑』第1巻、726-732頁及び *League of Nations International Labor Conference, First Annual Meeting, October 29, 1919–November 29, 1919, Pan American Building, Washington, D. C., U. S. A., Wahington, D. C., G.P.O., 1920., pp.158-167, 229-233*, 参照。
- (7) たとえば竹内幸次郎は、ゼネラル・ストライキ後のシアトル労働運動と日系人社会の関係について、「ゼネラル・ストライキの結果は労働組合側の勝利と認むる譯には行かなかつたけれども、同胞側に執りては白人労働組合の経済的排日の種を除去し、却つて具体的とは言へないけれども親日的言論を聞くに至つた。労働組合幹部の諸集会の言論に徴しても、その傾向は明かであつて……」（竹内幸次郎『米國西北部日本移民史』大北日報社、1929年、390頁）と、またこのような状況を維持しようとする日本人社会の努力について、「是に於て、連絡日本人会は、松見大八、山懸繁三、奥田平次等の有力者を、排日の火の手のを鎮めんが為に、度々急進派の人々（当時シアトル労働運動の中心勢力であった——黒川）と会合せしめて了解を求むる所があつた」（『前掲書』391頁）と述べている。
- (8) 『大北日報』1919年10月28日付5面および27日付5面参照。
- (9) その一例。彼は国際労働会議の各国代表に宛てたこの書簡に先だつて、日本代表に対して会議で決定される基準を受け入れるよう申し入れている。1919年11月13日付の『東京日日』紙は【華盛頓特電】として以下のように報じている。「排日か除外例か——在加州邦人労働規約全部承認を求む——二日在カリフォルニア州山岡音高氏は加州在住の日本人を代表して国際労働会議日本代表に宛次の如く申し越せり
加州における排日派は日本が一週四十八時間労働其他の労働条件に関して除外を求めつゝあるは是日本人が支那人及印度人の如き劣等労働者たる証拠なりとして排日氣勢を煽り居れり就ては日本は講和条約中の労働規約全部を容認ありたし」。記事中好ましくない表現があるが原文のまま引用している。また記事中カリフォルニアはワシン

トン、加州は華州の方が適切であろう。(神戸大学経済経営研究所編『新聞記事資料集成一労働編一第11巻(国際労働会議)』大原新生社、1976年、147頁)。なお、山岡音高はきわめて興味深い人物であって彼の経歴に言及した本は少なくないが、さしあたり、伊藤一男『アメリカ春秋八十年』シアトル日系人会(製作、PMC出版社)、1982年、19-22頁、参照。

- (10) “the Four L’s” (Loyal Legion of Loggers and Lumbermen) とは、第一次大戦期に反戦反体制的な労働団体、世界産業労働者連盟の影響を排除すべく、アメリカ政府によって太平洋岸北西部の森林地帯で組織された労使協調団体である。さしあたり、拙著『企業社会とアメリカ労働者——1900年-1920年』御茶の水書房、1988年、119-121頁を参照されたい。
- (11) 政府代表団の一員でありながら田中孝子顧問が労働者側よりの発言をした事件は周囲に衝撃を与えた。特に資本家代表の武藤山治は彼女が妊娠中であるという理由で精神状態の調査すら要求した。『日本労働年鑑』第1巻、741-742頁、『新聞記事資料集成一労働編一第11巻(国際労働会議)』193-194頁。その他、156-157、159、189、213頁、参照。
- (12) この晩餐会には山岡音高も出席、演説を行っている。11月24日付の『大阪毎日』紙はこの晩餐会の模様を【華盛頓特電】として以下のように伝えている。「華盛頓ホテルに於る労働大論戦——榊本氏主催の晩餐会
十一日夜華盛頓ホテルで榊本労働代表主催の晩餐会が催されたが席上端なくも論談に花咲いて緊張した討論会を見せる奇観を呈した。先づ第一番に口を切ったのは尾崎行雄氏で自己将来の態度を宣言し自分が労働党を組織するとか資本家征伐軍の旗頭になるとかの噂は全然無根である自分の将来は政治的教育にあるシカシ自分は有らゆる場合に弱者の味方である若し日本の労働者が憐れむべき弱者の地位にあるなら自分は之を援くるに吝かでない尚又日本の進路は常に世界と逆行して居る今日の状態で押し進んだら日本の世界における地位は危険千万である第二維新は今日緊急の必要であると喝破した、武藤山治氏之に応じて資本家の立場を弁護する、金杉英五郎博士は尾崎氏の説に賛意を表しつゝ「余は尾崎氏が今日以上の煽動政治家となられざらんことを希望する」と皮肉る、シアトル日本人会代表の山岡音高氏は一日八時間労働の留保を主張する政府を断じて其結果は米国における日本人排斥運動を一層煽ふことになる何となれば留保は日本の未開国たるを裏書する譯だからだとやる、之に対して岡副使は政府代表の苦しい立場を訴へ政府は留保を主張するが決して日本の未開国たる事を根拠として留保を要求するのではない且近き将来に於て万国労働規約を無条件で採用する事は吾人が明白に労働本会議で宣言しやうとして居る所であると表情を打ち明ける、我社特派員福良虎雄氏は此時起て「国家のため各委員の協力努力を望むと述べると傍から労働顧問の堂前孫三郎氏は「貴君は資本家の味方だ」と岡氏に喰つて掛かる最後に榊本氏は閉会挨拶を述べ「自分は徹力ながら最後迄戦ふ決心だ」と断言する、斯くて会は徹頭徹尾戦闘的気分が終始したが主客悉く真剣で岡氏等も上記の宣言を此戦闘的気分が促されてやつた次第であつた。』(『新聞記事資料集成一労働編第11巻(国際労働会議)』、165-166頁)
- (13) この「山岡氏署名」とあるのは漢字筆記体である。